

特定非営利活動法人 TAKの会 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、障害のある人達が、地域の中で自立した生活をしていけるように、社会参加や地域生活が本人及び家族にとって充実した内容になるように支援する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 TAKの会と称する。

第3条 (事業)

この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表第2条関係第1号に該当する、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。

2. この法人は、第1条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害者の健康の維持増進に関する支援

(2) 障害者の日常生活動作に関する支援

(3) 障害者の社会参加の支援

(4) 交流事業

(5) 前各号に関する人材の育成

(6) 居宅介護支援事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

3. この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、その他の事業として、役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

3. 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

第9条 (退会)

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、

除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上
- (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 理事のうち、副理事長1名をおくことができる。

第13条（役員を選任）

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 会議

第18条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第20条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画、事業報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第21条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第22条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面、FAX、電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第23条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第24条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第25条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第27条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあつてはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第28条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第29条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第30条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第31条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第32条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散及び定款の変更

第33条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第34条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第35条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第36条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、平成18年7月10日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、2007年3月31日までとする。

理 事 長	桑 原 佳 子
副理事長	続 木 真 由 美
理 事	鶴 田 昌 嘉
理 事	中 川 玲 子
監 事	山 田 建 一
3. この法人の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人は、平成17年4月19日から事業を開始する。